地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部改正について（概要）

１ 改正の趣旨

病院機構では一般職員の給与について、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与、当該一般地方独立行政法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮した結果、県人事員会勧告の内容を参考に、県と同様の改正を行うこととした。

それを受けて、役員報酬規程についても「国及び地方公共団体の職員の給与、他の一般地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該一般地方独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮」した結果、神奈川県の特別職の支給月数等の改正内容を参考に、県に準じて改正することとした。

２　改正の内容

(1)　平成 30 年度給与改定の内容

ア　地域手当の改正

支給割合を 11.9%から 11.94%に改定する。

イ　期末手当の改正（平成 30 年 12 月期から）

役員の期末手当の支給月数を以下のとおり改定する。

平成 30 年度期末手当	現行	改正
12 月期	1.725 月	1.775 月

(2)　平成 31 年度給与改定の内容

ア　地域手当の改正

支給割合を 11.94%から 12%に改定する。（規程の改正はなし）

イ　期末手当の改正

役員の期末手当の支給月数を以下のとおり改定する。

平成 31 年度期末手当	現行(30.9 改正後)	改正
６月期	1.575 月	1.675 月
12 月期	1.725 月(1.775 月)	1.675 月

３ 施行期日等

○　２(1)平成30年度給与改定

平成30年12月１日適用

○　２(2)平成 31 年度給与改定

平成 31 年４月１日施行